輸入差止情報提供書

整理 No —

令和 年 月 日

税関長 殿

※ 情報提供者【公表】住所氏名又は名称

法人番号又は国籍 (連絡先) 担当者 電話番号 電子メールのアドレス【不開示】

関税法第69条の11第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のと おり輸入差止情報提供します。

記

1. 認定手続を執るべき税関長 【開示】

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

2. 輸入差止情報提供に係る権利の内容

	登録番号及び 登録年月日【公表】	第		年	月	号 日					
*	権利の存続期間 【開示】	令和	年	月	目か	ら令和	年	月	日まで		
*	権利の範囲【公表】										
*	権利者【公表】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号)									
*	専用利用権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (権利設定範囲)									
*	通常利用権者【開示】	住所 氏名又は名称 法人番号 (電話番号) (許諾の範囲)									

3. 輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名 【公表】					
※ 品 目					
輸入統計品目番号(9桁	:)				
4. 侵害物品と認める理	由 【開示】				
*					
5. 識別ポイント 【開	元の可否:□可、□否】				
*					
6. 輸入差止情報提供希望					
	※ □ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで□ 受付日からから令和 年 月 日まで				
□ 受付日から4年	間				
	Nt-art				
7. その他参考となるべる (1) 倶宝士スト辺める#					
	物品の輸入に関する参考事項 【不開示】 住所				
予想される輸入者	氏名又は名称 法人番号				
	(電話番号)				
その他特定又は	輸出者				
想定される事項	仕出国 その他				
(2) 訴訟等での争い					
輸入差止情報提供に係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】					
争いがある場合は、	その争いの内容				
(3) その他の参考事項	【開示の可否:□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)				

8. 添付資料等

*	回路配置原簿の謄本 【開示】
	侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
	識別ポイントに係る資料 【開示の可否:□可、□否】
	判決書、仮処分決定通知書 【開示】
	弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
	その他の資料 【開示の可否:□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の 写し等)
	代理権に関する書類 【開示】
	上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。
 - 2. この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
 - 3. 本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・ 開示されます。
 - (1)【公表】項目 原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 - (2)【開示】項目 認定手続等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することが あります。
 - (3)【開示の可否】項目

情報提供者の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、 開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。

4. 本情報提供が受理された後、情報提供の内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出してください。

(規格A4)